

里帰り出産等で 今治市外・県外で 産後ケア事業を 利用したい方へ



市外・県外で産後ケア事業を利用した際の
費用の一部を助成します

1 対象となる方

※医療行為が
必要な方は除く

以下のすべてに当てはまる方

- ・今治市内に住所を有する産後1年未満の産婦および乳児

※利用できる月齢は利用医療機関等の要件による

- ・里帰り出産等で今治市外、県外の医療機関等で産後ケア事業を利用する産婦および乳児



2 対象となる医療機関等

- ・医療機関等が所在する自治体から委託を受けて、産後ケア事業を実施している医療機関等



3 利用できる回数

(今治市内での利用回数も含める)

- ・宿泊型、通所型は合計7回まで
※宿泊型は1泊2日で1回
- ・訪問型は7回まで



4 産後ケアの内容(例)

- ・お母さんの健康状態についての相談
- ・乳房の手当や授乳指導
- ・赤ちゃんの健康状態・体重・排泄・育児についての相談・指導
- ・沐浴指導 など



※対象にならないサービス

マッサージ、エステ、整体、家事支援等その他対象にならないと判断されたサービス
(ご不明な場合は事前にご相談ください)

5 助成上限額

利用された医療機関等で、実際に支払った産後ケア事業費用の90%(100円未満切り捨て)と、今治市で定める限度額(下記の表)の**いずれかの低い方**の金額を助成します

(1回あたり)

	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型 (宿泊は1泊2日で1回)	27,000円	28,500円	30,000円
通所型 	13,500円	14,250円	15,000円
訪問型 	9,000円	9,500円	10,000円

妊娠期から18歳まで
切れ目のない子育て支援
今治版ネウボラ

利用のながれは裏面をご覧ください。





利用の流れ

1

事前申請

必ずしてください

医療機関等を予約・利用する前に、てのひら市役所（二次元コード）から事前申請をします



てのひら市役所



申込期限

：利用希望日の7日前（閉庁日を除く）

※お急ぎの方はネウボラ推進課（0898-36-1553）にお問い合わせください



申請の承認・不承認をネウボラ推進課からお知らせします

2

予約・利用

承認がでたら、自身で希望する医療機関等に産後ケアを予約し、利用します



3

料金支払い

利用した医療機関等に産後ケアの料金を支払います



4

助成金申請

利用後に、てのひら市役所から申請をします。（申請用フォームは利用承認通知メールで配布します）

※申請内容についてネウボラ推進課から医療機関等に問い合わせる場合があります。

以下の資料の画像添付が必要です。

- 母子健康手帳該当ページ（出生届出済証明・出産の状態・産後ケアの記録）
※産後ケアの記録：利用した医療機関等に利用状況を記入してもらってください
「年月日・方法（宿泊、通所、訪問）、場所」の記載が必要です
- 領収書（但し書きに「産後ケア利用料として」と記載が必要）、明細書
- 振込先の口座がわかる通帳やキャッシュカードなど
- 「生活保護世帯」の場合：生活保護受給者証（世帯全員）



申請期限：最終利用日から **6か月以内**

5

通知・振込

助成金不交付の場合は不交付決定通知が届きます。

助成金交付の場合は申請から1～2か月後に指定の口座に振り込みます。



【問合せ・申請先】

今治市こども家庭センター（ネウボラ推進課内）

今治市別宮町1丁目4-1

TEL 0898-36-1553

■ 受付時間 8:30～17:15（土日祝日・年末年始はお休み）

